

トランプ関税対策  
～「国際技術ライセンス契約」による関税回避～

GBC（ジービック）大貫研究所 代表  
関西国際取引争訟研究会 会長



大貫 雅晴

トランプ政権による追加関税政策は米国向け製品輸出を行う企業にとり重要課題となっている。トランプ関税対策の選択肢に「国際技術ライセンス」による部品や製品を米国で現地生産、調達する「契約提携」がある。

I トランプ関税の対応策 – 企業にはどのような対応策があるかー

この度のトランプ政権による追加関税政策は、日本にも厳しい要求がなされ、米輸入製品に対して25%の追加関税を課すというもので、日本企業にとり、また米国企業にとってもその対策、対応に追われている。対策としては、短期、長期、また中間的・中期的対応として以下の対応が考えられる。

1)短期対応

追加関税が実施される前に、在庫積み増しを行う。現在の契約の見直し、製品価格の見直し、調整を行う。米国以外の他の国、地域の市場を開発する。

2)長期対応

米国内への工場移管や工場増設を行うことで対応する。米企業を企業買収（M&A）や米企業との合併事業（joint venture）等の資本提携を行う。

3)中間、中期的対応

米現地企業との間に部品、製品の「契約提携」を結び、現地生産、現地調達を図る。具体的には、米現地企業に特許やノウハウの生産技術をライセンス許諾する。

4)米国への迂回輸出の見直し

ベトナム、中国などの生産拠点を日本に戻す、他の地域に移転させる。

II 国際技術ライセンス契約の選択

「国際技術ライセンス」による部品や製品を米国で現地生産、調達する契約提携は、

米国への製造回帰となり、現地企業、米国政府にとりメリットがある。

トランプ関税政策の方策として、ウイン・ウインの効果的選択肢である。

1. 国際技術ライセンス契約とは、そのメリット、デメリット

国際技術ライセンスとは、特許、実用新案権、著作権、技術ノウハウ等の知的財産権（資料1）を海外の当事者に、国境を越えてライセンス許諾することをいう。

「物」（commodity）の輸出入（財貿易）に対して、「知的財産権」（無体財産権）の輸出・入（技術貿易）をいう。

（1）国際技術ライセンス契約の目的、メリット

国際技術ライセンス契約をする動機、及び目的は様々であり、ライセンス契約に期待するものは何か、ライセンサーの立場からその目的、メリットを考えると、次のような目的、メリットが挙げられる。

①貿易規制、関税回避：取引の対象が知的財産であり、製品貿易に課せられる輸入関税の対象とはならない。

②貿易摩擦の回避：貿易収支の相手国の赤字収支の低減に繋がる。

③ライセンス技術の補完による現地製造、生産の充実、製品の質的向上が見込まれる。

④生産コストの削減：相手パートナーの生産設備を利用することによるコスト削減が図られる。

⑤自社技術、商品のグローバル化、マーケットの拡大が見込まれる。

トランプ関税対策  
～「国際技術ライセンス契約」による関税回避～

GBC（ジービック）大貫研究所 代表  
関西国際取引争訟研究会 会長

大貫 雅晴

⑥自社商品、技術の国際的標準化（標準必須特許：Standard Essential Patent: SEP）へ繋げることが見込まれる。

⑦資本投資（M&A, Joint Venture）と比較して、投資リスクの回避となる。

（２）国際技術ライセンス契約のデメリット  
①技術提携先が将来の競業者となることもある。

②契約提携故に契約期間（特許有効期間、他）に限定される。

③契約提携の限界である、相手パートナーの直接的管理が難しい。

２．物品の輸入関税 対 ライセンス・ロイヤルティの源泉徴収と租税条約

輸入する物品に対してかけられる税金を輸入「関税」という。品目や原産国により設定される税率を「関税率」という。この度のトランプ関税は、相互関税に加えて追加関税として米国への輸入物品評価額の25%ということになる。日・米企業にとっては非常に重い関税となる。

これに対して、知的財産権の国際ライセンス契約の対価であるロイヤルティ（Royalty）に課せられる公租公課については、ロイヤルティー支払者である米国の実施権者には源泉徴収と支払国での納付義務が課される。

この課税に関しては、日米租税条約にもとづき、課税の特例として著作権、特許権、商標権および意匠、その他の使用料を原則免税とすることが盛り込まれている。「租税条約」とは「国際間での二重課税の回避、脱税の防止および課税関係の明確化などを目的として締結される二国間条約」をいう。

従って、米国への国際技術ライセンス（技術輸出）では、物品輸入関税の対象とはならず、トランプ関税政策の効果的な回避の方策として考えられる。

３．国際技術ライセンスの公法的規制  
（１）安全保障貿易管理規制

安全保障貿易管理制度に基づくリスクとしては、軍事転用リスクのある民生品の輸出と貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報がある。国際技術ライセンス契約の場合は、提供する技術が規制の対象に入るか否かを事前検証しておく必要がある。

軍事転用リスクのある民生品に関しては、国際技術ライセンス契約を締結したとしても、履行するためには、外為法上の規制を遵守することが要求される。

国際的な合意を踏まえ、武器並びに大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを政令（輸出管理令）でリスト化し、規制の仕様を省令で規定している。また、リスト規制品以外の場合も、補完的輸出規制としてキャッチオール規制により貨物の輸出、技術の輸出を規制している。

規制対象の貨物は「輸出令別表第一」の1項～15項で、規制対象の技術は「外為令別表」の1項～15項にリスト化されている。この政省令に該当する貨物を輸出や技術を提供する場合等には、経済産業大臣の許可が必要となる。

（２）独占禁止法、反トラスト法、競争法

特許などの知的財産権のライセンス契約は、独禁法の規制の対象となる。独禁法は、日本では独占禁止法（Antimonopoly Law）、米国では反トラスト法（Antitrust Law）、EUでは競争法（Competition Law）という。独禁法は、属地適用を原則とする。米国への技術ライセンスの場合は、原則、米反トラスト法が適用されることになる。制限、規制を受ける契約条項としては、タイ・イン条項、パッケージライセンス、グラントバック、再販売価格、販売地域、顧客制限、競業避止義務、他が挙げられる。

トランプ関税対策  
～「国際技術ライセンス契約」による関税回避～

G B C（ジービック）大貫研究所 代表  
関西国際取引争訟研究会 会長

大貫 雅晴

資料：日本の知的財産権の分類

|             | 権利の名称                        | 登録先                                                                | 権利期間                                                           |
|-------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 技術等創造に関する権利 | 特許権（特許法）                     | 登録（特許庁）                                                            | 出願日より20年                                                       |
|             | 実用新案権（実用新案法）                 | 登録（特許庁）                                                            | 出願日より10年                                                       |
|             | 意匠権（意匠法）                     | 登録（特許庁）                                                            | 出願日より25年                                                       |
|             | 半導体集積回路配置利用権(半導体集積回路配置に関する法) | 登録（ソフトウェア情報センター：SOFTIC）                                            | 登録日より10年                                                       |
|             | 著作権（著作権法）                    | 登録を要件としない、著作物の創作により発生、登録は可（文化庁）、<br>(コンピュータプログラムはソフトウェア情報センターへの登録) | 実名著作物：死後70年、<br>無名著作物：公表後70年<br><br>団体は公表後70年<br><br>映画は公表後70年 |
|             | 営業秘密（不正競争防止法）                | 登録不要<br><br>但し、秘密性が保護要件                                            | 秘密性、経済的価値の有る限りの期間                                              |
| 営業標識の権利     | 育成者権（種苗法）                    | 登録（農林水産省）                                                          | 品種登録の日から25年<br>（木本性の直物については30年）                                |
|             | 商標権（商標法）                     | 登録（特許庁）                                                            | 登録日より10年<br><br>(但し更新可能)                                       |
|             | サービスマーク（商標法）                 | 登録（特許庁）                                                            | 登録より10年<br><br>(但し更新可能)                                        |
|             | 商号権（商法）                      | 登記（法務局）                                                            | 登記の期間                                                          |